高年齢者の雇用の現状

（令和２年度）

本県の高齢化人口の推移

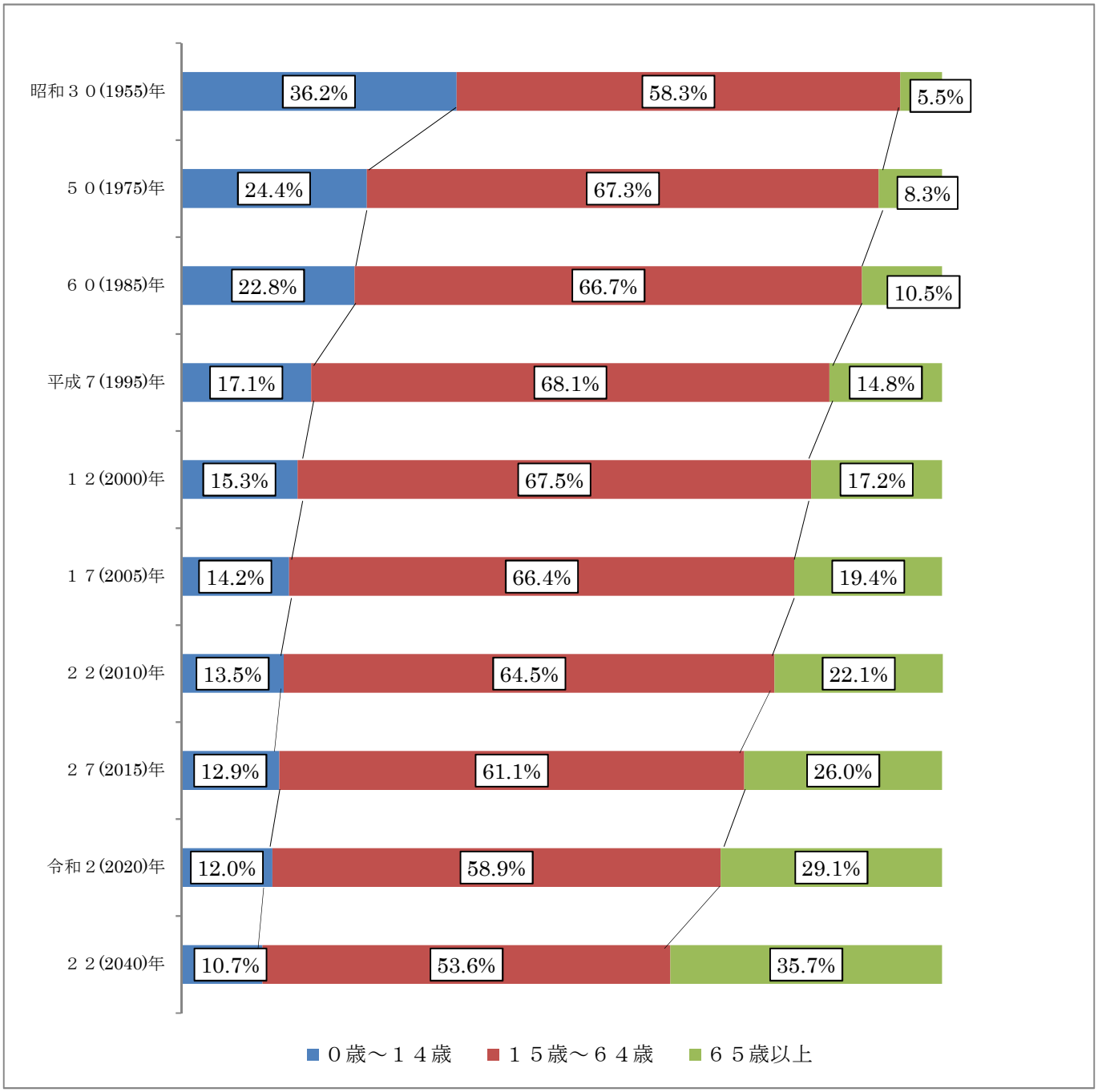

資料「国勢調査」

令和２(2020)年、令和２２(2040)年は国立社会保障・人口問題研究所（平成３０(2018)年３月推計）

栃木労働局職業安定部職業対策課

はじめに

我が国の人口は、戦後一貫して増加を続けてきましたが、2008 年の 1 億 2,808 万人をピークとして、人口減少局面を迎えています。一人の女性が生涯に産む平均子ども数を示す「合計特殊出生率」は、1974 年に「人口置換水準」（人口が長期的に維持される水準。現在は 2.07）を下回り、2005 年には過去最低となる 1.26 まで落ち込みました。その後上昇に転じ、2015 年には 1.45 となりましたが、2019 年には 1.36 に低下するなど、依然として低水準に留まっています。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、このままのペースでは、2053 年には人口が１億人を割り、2065 年には約 8,808 万人になると推計されています。

また、人口が 1 億人を超えた 1967 年には、65 歳以上の人口が総人口に占める「高齢化率」は 6.6％でしたが、2010 年には 23.0%となり、超高齢社会（高齢化率 21%以上）を迎え、2019 年には 28.4%まで上昇しました。さらに 2065 年には高齢化率は 38.4％と超高水準に至るものと推計されており、それに伴い、生産年齢人口割合も 51.4％まで下がると予想され、労働力人口の減少は避けられないものと考えられています。

このように、世界でも類を見ない急速な勢いで少子高齢化が進行し、労働力の高齢化、生産年齢人口の減少が見込まれていることから、今後、経済及び社会の活力を維持していくためには、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる全ての人の就労促進を図り、そうした全ての人が社会を支える「全員参加型社会」の実現が求められています。

本県におきましても、今後若年労働者が減少していく中で、活力ある地域社会を実現していくためには、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、働く意欲と能力を有する限り、年齢にかかわりなく生き生きと働ける「生涯現役社会」の実現を図ることが重要です。

「生涯現役社会」を実現するには、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備が課題となっており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）」に基づき、総合的な雇用就業対策を実施していくことが必要となっています。

また、高齢者自身も高齢化問題の理解と高齢化が国民生活に及ぼす影響を認識し、生涯を通じて健康と体力の保持に努めるとともに、早い段階から自らの職業生活の設計を行い、高齢期において、多様な就業形態の中から希望と能力に応じた様々な形態の働き方を選択し、高齢期を活力あるものとすることが重要です。

今回、高年齢者雇用を取り巻く現状について取りまとめましたので、ご活用いただければ幸いと存じます。

目　　次

１．人口の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．労働力人口の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３．高年齢者雇用対策の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４．高年齢者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

５．高年齢者の求人・求職状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

６．定年制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９

７．継続雇用及び再就職の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１

改正高年齢者雇用安定法が令和３年４月から施行されます・・・・・・・・・・・・・・　１５

高年齢者の雇用に関するご相談はハローワークへ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９

１．人口の高齢化

わが国では昭和 20 年代後半から出生率が低下するとともに、食生活の改善、医学の進歩等により、平均寿命が伸長し、昭和 50 年代に入ってからは人口の高齢化が急速に進展している。

昭和 22 年に男子 50.06 歳、女子 53.96 歳であった平均寿命が、令和元年には男子 81.41 歳、女子 87.45 歳といずれも過去最高を更新している。

図２　我が国の人口ピラミッド（2019 年 10 月 1 日現在）

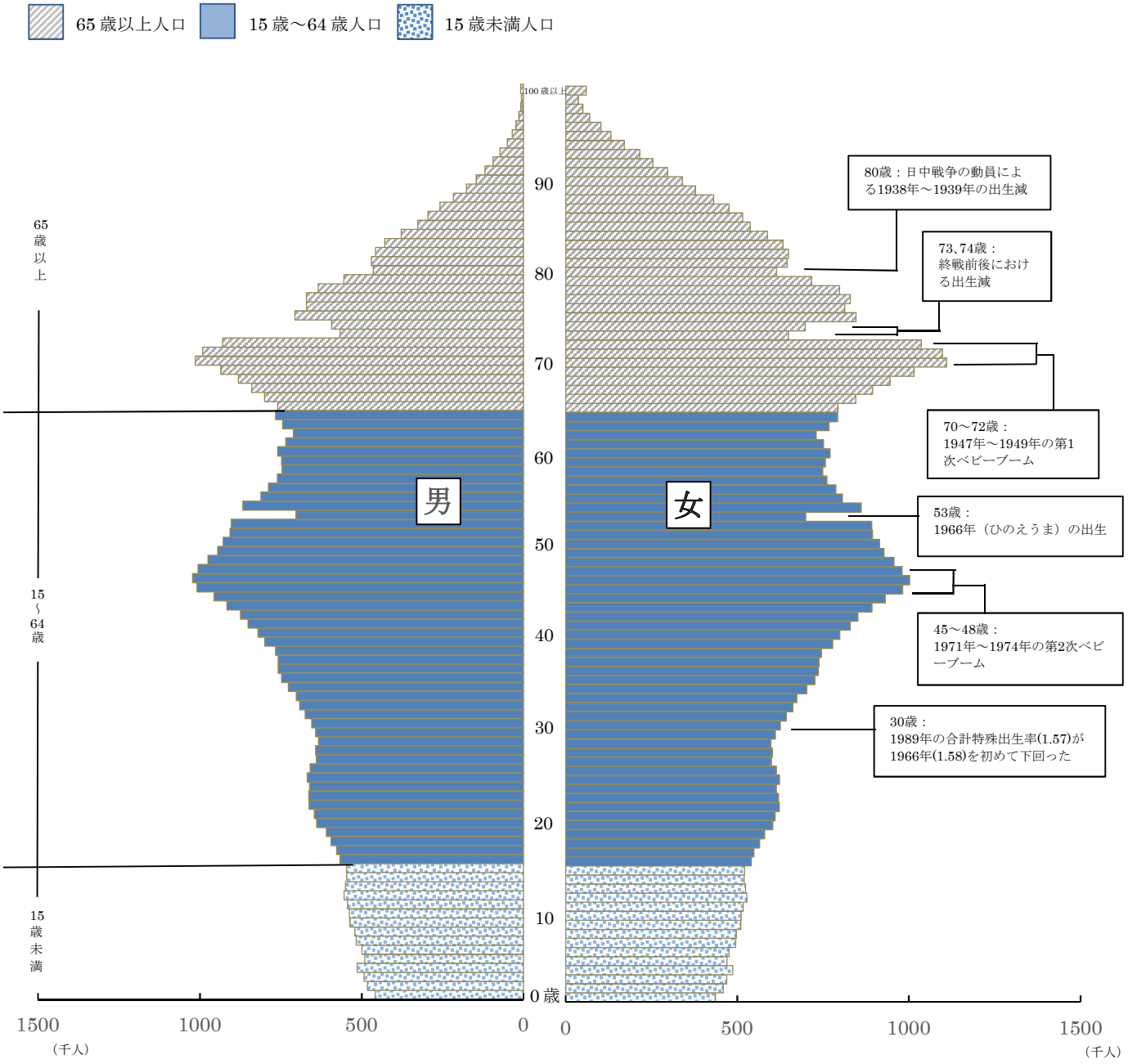

資料出所：総務省統計局「人口推計（2019 年 10 月 1 日現在）

本県の人口増加の推移は、平成7年の198万人から、平成9年には200万人となり、平成23年まで200万人を超えていたが、平成24年には16年ぶりに200万人を下回り、その後も減少が続いている。(表－2)

平成17年度の国勢調査の結果をみると、平成12年から5年間に0.6%(11,635人)が増加となり、5年間に人口が増加したところは、全国15都府県あるが、本県の人口増加率は11番目となった。

その後減少に転じ、平成22年度の国勢調査の結果では、平成17年から5年間に0.4%(8,769人)が減少となった。

平成27年度の国勢調査の結果では、平成22年に比べ1.7%減少し、1,974,255人となり、全国順位は18位であった。

本県の人口を年齢別にみると、昭和55年には15歳未満の割合が24.2%、65歳以上の割合が9.3%であったが、少子高齢化の進展により、平成27年には、15歳未満の割合が12.9%、65歳以上の割合が25.9%となった。

65歳以上人口は平成22年に比べて3.9ポイント上昇しており、今後も人口減少と高齢化が進むと予測される。(表－3)

表－2　本県における人口増加の年次別推移

年次	人口総数(人)	対前年人口増減(人)	対前年人口増減率(%)
平成　7年※	1,984,390	1,365	9.1
8年	1,993,220	8,830	0.4
9年	2,000,511	7,291	0.4
10年	2,006,254	5,743	0.3
11年	2,009,120	2,866	0.1
12年※	2,004,817	△4,303	△0.2
13年	2,009,064	4,247	0.2
14年	2,010,507	1,443	0.1
15年	2,011,691	1,184	0.1
16年	2,014,874	3,183	0.2
17年※	2,016,452	1,578	0.1
18年	2,015,105	△1,347	△0.7
19年	2,015,233	128	0.0
20年	2,014,650	△583	0.0
21年	2,010,732	△3,918	△0.2
22年※	2,007,683	△3,049	△0.2
23年	2,000,021	△7,662	△0.4
24年	1,993,386	△6,635	△0.3
25年	1,987,119	△6,267	△0.3
26年	1,980,960	△6,159	△0.3
27年※	1,974,255	△6,705	△0.3
28年	1,968,425	△5,830	△0.3
29年	1,961,963	△6,462	△0.3
30年	1,952,926	△9,037	△0.5
令和元年	1,942,313	△10,613	△0.5
2年	1,932,091	△10,222	△0.5

※は「国勢調査」それ以外は「栃木県毎月人口調査(毎年10月1日現在)」

表－3　本県における人口構成

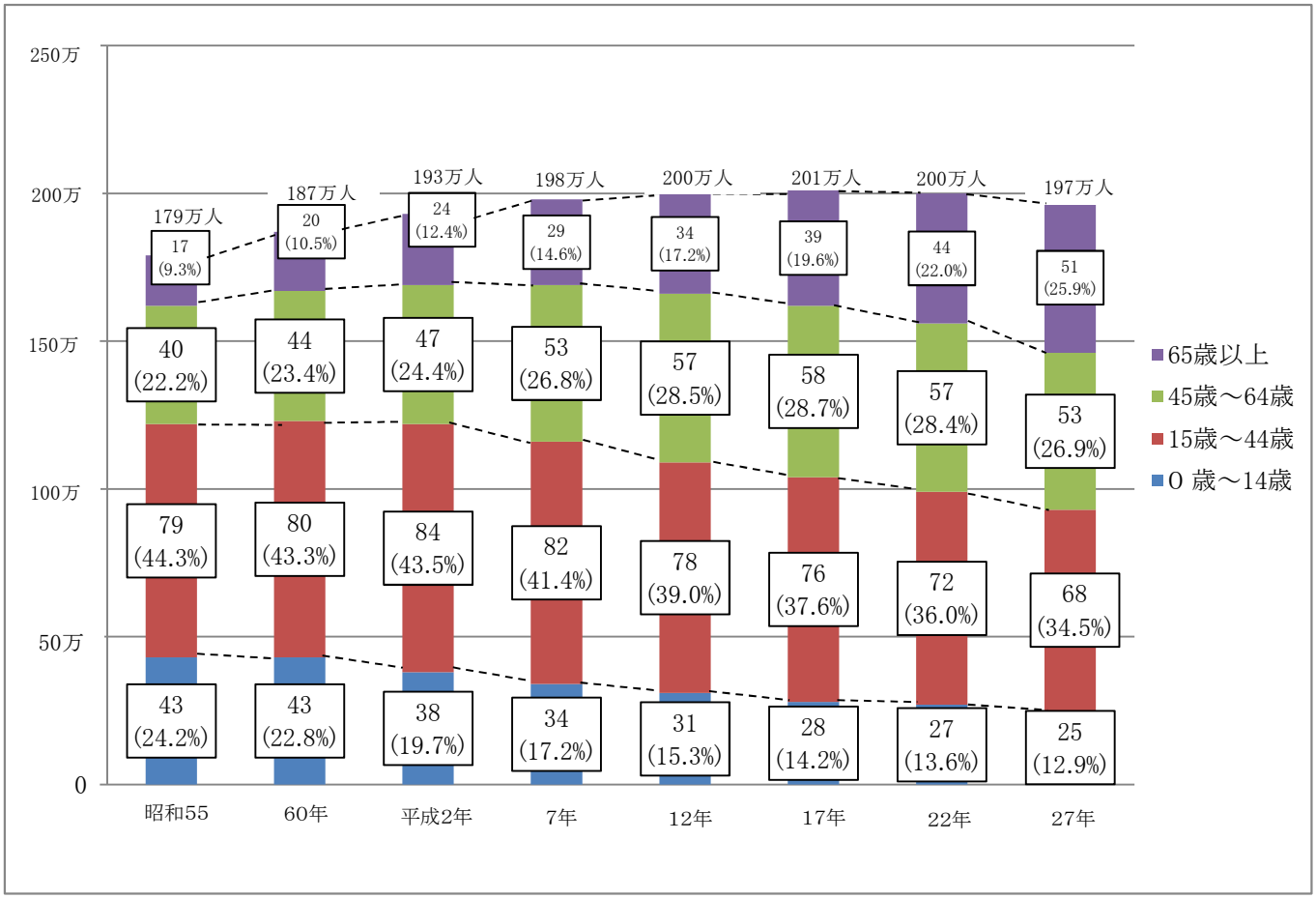

注:　(　　)内は構成割合　　資料出所:国勢調査

また、生産年齢人口（15 歳以上の人口）は、平成２年～平成７年では 5.6%、平成７年～平成 12 年では 3.4%、平成 12 年～平成 17 年では 1.6%、平成 17 年～平成 22 年では 0.3%と増加していたが、平成 22 年～平成 27 年では 1.0%減少となった。

これに対し 55 歳以上の高年齢者の割合は、平成２年で 29.7%（46 万２千人）であったものが、平成 27 年には 45.7%（78 万３千人）と大幅に増加している。（表－４）

表－４　本県における生産年齢人口の推移　（単位：百人）

年別 / 年齢別	平成２年	平成７年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
15～19 歳	1,529	1,389	1,220	1,151	935	907
20～24 歳	1,180	1,360	1,231	1,143	938	846
25～29 歳	1,190	1,200	1,491	1,315	1,131	1,005
30～34 歳	1,280	1,306	1,322	1,497	1,317	1,165
35～39 歳	1,542	1,337	1,259	1,306	1,514	1,328
40～44 歳	1,700	1,553	1,327	1,245	1,315	1,512
45～49 歳	1,328	1,675	1,559	1,356	1,241	1,307
50～54 歳	1,166	1,307	1,682	1,606	1,296	1,218
55～59 歳	1,146	1,152	1,302	1,526	1,512	1,272
60～64 歳	1,086	1,154	1,125	1,291	1,612	1,476
65 歳～	2,385	2,974	3,445	3,802	4,382	5,084
計	15,532	16,407	16,963	17,238	17,193	17,120

（資料出所：国立社会保障・人口問題研究所　平成 22 年以降は県民生活部統計課）

２．労働力人口の高齢化

本県の労働力人口の年齢別構成をみると、44 歳以下の占める割合は、昭和 60 年の 59.8%から平成 2 年には 58.1%となり、平成 7 年には 54.2%、平成 17 年には 49.9%、平成 22 年には 49.0%、平成 27 年には 47.0%と減少が続いている。一方、45 歳以上でみると、昭和 60 年の 40.2%から平成 2 年には 41.9%となり、平成 7 年には 45.8%、平成 17 年には 50.1%、平成 22 年には 51.0%。平成 27 年には 53.0%と増加している。特に 55 歳以上の高年齢者については、昭和 60 年の 19.7%から平成 22 年には 30.6%と 11.9 ポイント上昇し、平成 22 年から平成 27 年の 5 年間においても 1.6 ポイント上昇している。（表－５）

全国の労働力人口に占める 60 歳以上の割合も平成２年の 11.5%から、平成 27 年の 19.6%を経て、令和７年には 21.7%となり、労働者の 5 人に 1 人が 60 歳以上となる見通しである。（表－６）

表－５　本県内における年齢別労働力人口の推移

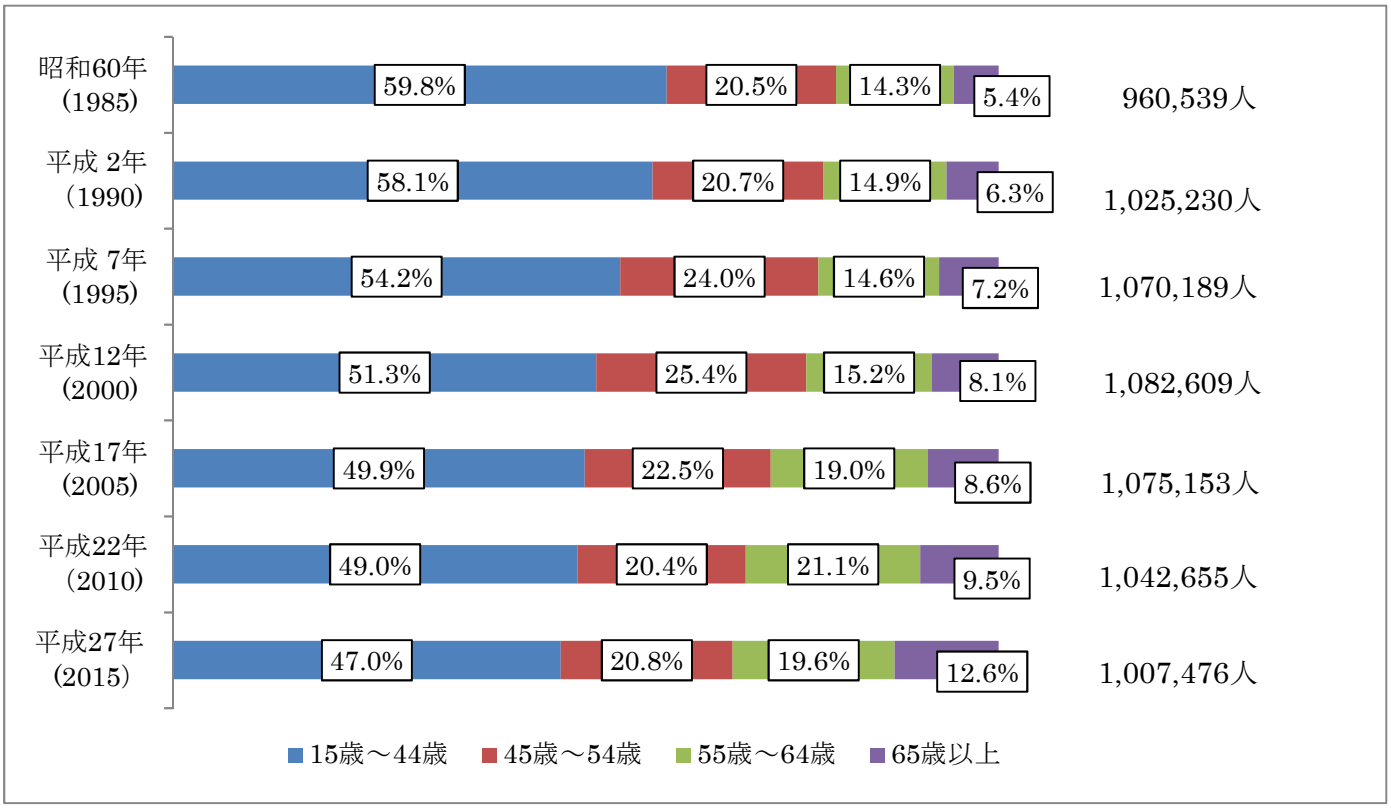

（資料出所：「国勢調査」）

表－６　全国労働力人口の推移と見通し

注　：グラフ上の数字は労働力人口（万人）、（　）内は構成割合

資料：平成 27 年（2015）までは総務省統計局「労働力調査」

令和２年（2020）以降は独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成 30 年労働力需給の推計」

３．高年齢者雇用対策の推移

本格的な高齢社会を迎え、高年齢者の雇用の安定を図ることは、高年齢者の雇用対策を推進する上で最も重要な課題である。

国では、昭和 48 年に雇用対策法を改正して、定年延長の促進のための対策を充実し、定年延長奨励金制度を創設するとともに、昭和 51 年には高年齢者雇用率制度を、昭和 57 年には高年齢者雇用確保助成金制度を創設、さらに昭和 59 年には、今後の高年齢者の雇用形態の変化等を考慮し、短時間勤務を含めた制度の拡充が行われた。

なお、昭和 61 年 10 月には、今後の高齢社会に対応した高年齢者雇用就業対策を講じるため高年齢者雇用安定法が制定され、60 歳定年が法制化されるとともに、事業主には定年等で退職する高年齢者の再就職の援助が義務づけられた。また、高年齢者雇用奨励金をはじめとした助成金の拡充も図られた。

平成２年には、65 歳までの継続雇用を推進するための継続雇用制度導入奨励金制度が創設される等、年々各種助成金制度の充実が図られている。

平成２年 10 月から、定年後 65 歳までの再雇用を事業主の努力義務とすること等を主な内容とする法の一部改正が施行され、さらに 12 月には高年齢者等職業安定対策基本方針が策定され、高年齢者雇用についての目標や条件整備の指針等が示された。

また、平成６年６月には、平成 10 年４月１日施行による 60 歳以上定年の義務化、65 歳までの継続雇用制度の導入又は改善に関する計画の作成等や高年齢者に係る労働者派遣事業の特例等を主な内容とする高年齢者雇用安定法の一部改正が施行された。

その後、平成 12 年５月に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保、高年齢者等に対する再就職の援助・促進、シルバー人材センターの業務の範囲の拡大等が平成 12 年 10 月１日から施行された。

平成 13 年４月、雇用対策法が改正され、事業主の募集・採用における年齢制限の緩和の努力義務が規定され、平成 13 年 10 月から施行されてきたところであるが、平成 16 年６月に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、高年齢者の安定的な雇用確保のため、65 歳までの高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）が事業主への義務となったほか、求職活動支援書の作成・交付、労働者の募集及び採用の際に年齢制限をする場合の理由の提示、シルバー人材センター等が行う一般労働者派遣事業の手続の特例等の４項目が施行された。

平成 18 年４月１日から高年齢者雇用安定法が改正施行され、事業主は①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のいずれかにより、少なくとも年金支給開始年齢まで働き続けることができるよう、65 歳までの雇用確保措置が義務づけられた。

平成 24 年８月に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入、雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定が平成 25 年４月１日に施行された。

平成 28 年４月には高年齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備を目的として、高年齢者雇用安定法の一部が改正された。

令和３年４月１日には、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわりなくその能力を十分に発揮できるよう、70 歳までの就業確保措置の努力義務が施行される。

４．高年齢者の雇用状況

令和２年６月１日現在における県内の高年齢者雇用状況報告について、県内に本社のある常用労働者 31 人以上規模の民間企業を対象とした調査によると、55 歳以上の高年齢者の雇用割合は 23.8%となっている。（前年比 0.4 ポイント増）（表－７）

これを企業規模別に見ると 31～50 人が 28.2%（前年 28.2%）、51～100 人が 26.9%（前年 26.4%）、101～300 人が 25.0%（前年 24.8%）、301～500 人が 23.6%（前年 22.3%）、501～1,000 人が 22.1%（前年 22.5%）、1,001 人以上が 18.8%（前年 18.4%）と企業規模が小さくなるほど高年齢者の雇用割合は高まっている。また、産業別に見ると鉱業、採石業、砂利採取業が 33.0%、運輸、郵便業が 32.8%、生活関連サービス業、娯楽業が 30.7%と雇用割合が高くなっているのに対し、情報通信業が 12.1%、教育、学習支援業が 17.1%、不動産業、物品賃貸業が 18.6%と低くなっており、企業規模、産業別間に格差がみられる。（表－８、９）

表－7　年度別高年齢者(55歳以上)雇用状況　　(各年6月1日現在)

年　度	企業規模	企業数	常用労働者(全数)	うち高年齢者数	全数に占める高年齢者の割合
平成21年度	31 人 以 上	1,500	213,819	38,405	18.0
	うち301人以上	121	95,400	12,691	13.3
平成22年度	31 人 以 上	1,540	226,537	41,737	18.4
	うち301人以上	135	102,388	14,578	14.2
平成23年度	31 人 以 上	1,619	233,355	43,591	18.7
	うち301人以上	134	105,502	15,994	15.2
平成24年度	31 人 以 上	1,643	237,706	45,358	19.1
	うち301人以上	134	107,130	17,017	15.9
平成25年度	31 人 以 上	1,741	246,012	47,569	19.3
	うち301人以上	136	108,117	17,366	16.1
平成26年度	31 人 以 上	1,771	250,659	50,504	20.1
	うち301人以上	138	109,704	18,616	17.0
平成27年度	31 人 以 上	1,798	255,053	52,682	20.7
	うち301人以上	145	113,615	19,739	17.4
平成28年度	31 人 以 上	1,835	263,673	56,244	21.3
	うち301人以上	150	118,508	21,702	18.3
平成29年度	31 人 以 上	1,886	272,382	60,139	22.1
	うち301人以上	159	124,283	23,933	19.3
平成30年度	31 人 以 上	1,962	279,557	63,491	22.7
	うち301人以上	149	124,337	23,962	19.3
令和元年度	31 人 以 上	1,989	283,122	66,188	23.4
	うち301人以上	151	125,945	25,576	20.3
令和2年度	31 人 以 上	2,093	288,820	68,801	23.8
	うち301人以上	153	126,455	26,261	20.8

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－8　規模別高年齢者(55歳以上)雇用状況　　(令和2年6月1日現在)

区分 / 規模	企業数	常用労働者数	高年齢者雇用割合			
			うち高年齢者数	令和2年6月1日(%)	令和元年6月1日(%)	増減(ポイント)
31～50人	732	29,270	8,254	28.2	28.2	0.0
51～100人	716	51,255	13,801	26.9	26.4	0.5
101～300人	492	81,840	20,485	25.0	24.8	0.2
301～500人	81	30,164	7,129	23.6	22.3	1.3
501人～1,000人	46	31,907	7,037	22.1	22.5	▲0.4
1,001人以上	26	64,384	12,095	18.8	18.4	0.4
計	2,093	288,820	68,801	23.8	23.4	0.4

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－9　産業別高年齢者(55歳以上)雇用状況　　(令和2年6月1日現在)

区分 / 産業別		企業数	常用労働者数	高年齢者雇用割合		
				うち高年齢者数	令和2年6月1日(%)	令和元年6月1日(%)	増減(ポイント)
A,B 01～04	農、林、漁業	23	1,275	357	28.0	27.8	0.2
C 05	鉱業、採石業、砂利採取業	8	512	169	33.0	35.4	▲2.4
D 06～08	建設業	106	8,557	1,975	23.1	22.7	0.4
E 09～32	製造業	625	72,205	15,810	21.9	21.5	0.4
F 33～36	電気・ガス・熱供給・水道業	7	489	109	22.3	25.1	▲2.8
G 37～41	情報通信業	26	4,476	542	12.1	11.7	0.4
H 42～49	運輸、郵便業	173	17,763	5,822	32.8	32.3	0.5
I 50～61	卸売業、小売業	247	52,381	11,508	22.0	21.2	0.8
J 62～67	金融業、保険業	17	8,374	1,772	21.2	19.9	1.3
K 68～70	不動産業、物品賃貸業	25	4,724	880	18.6	18.2	0.4
L 71～74	学術研究、専門・技術サービス業	32	2,703	533	19.7	19.2	0.5
M 75～77	宿泊業、飲食サービス業	59	7,651	2,184	28.5	28.8	▲0.3
N 78～80	生活関連サービス業、娯楽業	90	8,239	2,526	30.7	30.8	▲0.1
O 81、82	教育、学習支援業	78	17,935	3,067	17.1	17.2	▲0.1
P 83～85	医療、福祉	388	52,281	13,159	25.2	24.3	0.9
Q 86、87	複合サービス事業	16	4,659	1,133	24.3	23.7	0.6
R 88～96	サービス業(他に分類されないもの)	173	24,596	7,255	29.5	29.8	▲0.3
S 97～99	その他	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計		2,093	288,820	68,801	23.8	23.4	0.4

(注)　平成21年度から産業分類変更

資料出所:高年齢者雇用状況報告

５．高年齢者の求人・求職状況

表－１０　本県における年齢別常用職業紹介状況（パートを含む）　（令和２年10月分）

項目 / 年齢	月間有効求人数（A）	月間有効求職者数			就職件数		求人倍率	就職率
		全数（B）	（C）うち新規	うち雇用保険受給者	全数（D）	うち雇用保険受給者	（A）／（B）	（D）／（C）×１００
19 歳 以 下	3,110	394	98	21	18	3	7.89	18.4
20 ～ 24 歳	3,433	2,517	613	692	157	41	1.36	25.6
25 ～ 29 歳	3,417	3,489	724	1,355	175	61	0.98	24.2
30 ～ 34 歳	3,314	3,370	652	1,239	194	55	0.98	29.8
35 ～ 39 歳	3,099	3,399	677	1,287	205	55	0.91	30.3
40 ～ 44 歳	2,888	3,605	685	1,271	237	66	0.80	34.6
45 ～ 49 歳	2,654	3,972	718	1,514	275	76	0.67	38.3
50 ～ 54 歳	2,637	3,537	653	1,446	210	61	0.75	32.2
55 ～ 59 歳	2,630	3,263	569	1,516	176	69	0.81	30.9
60 ～ 64 歳	1,746	3,927	642	2,204	185	65	0.44	28.8
65 歳 以 上	1,441	3,410	885	415	151	3	0.42	17.1
合　　計	30,369	34,883	6,916	12,960	1,983	555	0.87	28.7
うち45歳以上の全数	11,108	18,109	3,467	7,095	997	274	0.61	28.8
うち55歳以上の全数	5,817	10,600	2,096	4,135	512	137	0.55	24.4

資料出所：職業安定部業務統計

表－11　中高年齢者の職業紹介状況(常用)　　(学卒及びパートを除く)

区分／年度	新規求職			就職					就職率(%)
	計	男	女	計	うち55歳以上	うち65歳以上	男	女	
平成20年度	23,720	17,748	5,798	5,223	2,263	181	3,866	1,318	22.0
21年度	28,485	21,966	6,381	6,049	2,605	180	4,544	1,486	21.2
22年度	26,975	20,445	6,399	6,709	2,915	150	5,061	1,621	24.9
23年度	23,391	16,665	6,666	6,362	2,688	157	4,581	1,768	27.2
24年度	22,949	16,331	6,575	6,341	2,611	197	4,490	1,840	27.6
25年度	22,594	15,481	7,084	6,210	2,551	244	4,205	1,999	27.5
26年度	22,520	15,256	7,233	6,258	2,594	266	4,188	2,067	27.8
27年度	21,445	14,281	7,129	5,944	2,363	269	3,884	2,057	27.7
28年度	21,694	14,298	7,379	5,965	2,503	296	3,871	2,092	27.5
29年度	20,752	13,631	7,112	6,056	2,429	308	3,941	2,114	29.2
30年度	20,869	13,412	7,434	5,702	2,523	382	3,846	2,237	27.3
令和元年度	21,538	13,659	7,860	5,779	2,341	369	3,575	2,204	26.8

(注)中高年・・・・・45歳以上
　　高年齢・・・・・55歳以上

資料出所:職業安定部業務統計

表－12　令和2年高年齢者常用職業紹介業務取扱状況　　(常用的パートを含む)

項目／月別	新規求職申込件数				月間有効求職者数					就職件数					就職率(%)
	合計	55～59歳	60～64歳	65歳以上	合計	55～59歳	60～64歳	65歳以上	うち保険受給者	合計	55～59歳	60～64歳	65歳以上	うち保険受給者	
合計	14,573	3,901	4,543	6,129	70,988	21,051	25,482	24,455	26,307	3,206	1,083	1,107	1,016	783	22.0
令和2年4月	2,697	625	895	1,177	9,816	2,855	3,448	3,513	3,059	511	173	177	161	94	18.9
5月	1,949	520	583	846	9,765	2,773	3,386	3,606	3,354	340	107	118	115	70	17.4
6月	2,159	591	681	887	10,204	2,904	3,517	3,783	3,626	461	163	158	140	97	21.4
7月	2,068	574	631	863	10,118	2,999	3,627	3,492	4,028	434	137	159	138	103	21.0
8月	1,689	479	540	670	10,105	3,071	3,726	3,308	4,197	434	156	137	141	131	25.7
9月	1,915	543	571	801	10,380	3,186	3,851	3,343	4,135	514	171	173	170	151	26.8
10月	2,096	569	642	885	10,600	3,263	3,927	3,410	3,908	512	176	185	151	137	24.4

※就職率＝就職件数÷新規求職申込件数

6. 定年制の状況

高年齢者の雇用に特に大きな影響を及ぼしているのが定年制である。定年の定め方には一律に定めるもの、職種別に定めるもの等があるが、大部分の企業が一律定年制を取り入れている。

(1) 定年制の状況

令和2年6月1日現在における県内の民間企業(企業規模31人以上)のうち、一律定年制を有する企業のすべてが60歳以上の定年制を有し、65歳以上の定年は409社(19.5%)となっている。

定年制の推移を見ると一律定年制を有する企業(企業規模31人以上)のうち、65歳以上の定年制を定めている企業は、平成18年度には5.0%であったのに対し、令和2年度では19.5%と着実に伸びているが全体的にみて定年制は60歳で、その後継続雇用で対応している企業が主流となっている。(表-13)

また、企業規模別、産業別の定年状況は表-14、15のとおりである。

(2) 65歳以上への定年延長の普及促進

平成6年の高年齢者雇用安定法の改正(施行は平成10年4月1日)により、60歳以上定年制が義務化され、現在、60歳以上定年はほぼ完全に定着している。

少子高齢化の急速な進行と年金支給開始年齢の段階的な引上げにより、65歳までの安定した雇用を確保するため、平成16年に高年齢者雇用安定法が改正(施行は平成18年4月1日)され、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止のいずれかの措置を設けることが義務付けられたが、この改正では、65歳までの希望者全員の雇用を確保する制度を設ける制度とはされておらず、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、平成24年8月に高年齢者雇用安定法が改正(施行は平成25年4月1日)され、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入、雇用確保措置の実施及び運用に関する指針が策定され、令和3年4月1日からは、70歳までの就業確保措置が努力義務として施行される。

高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置については、その多くが継続雇用制度の導入によるものであり、65歳以上への定年引上げ、または定年制の廃止による措置を講じている企業は20.8%にとどまっている。

生涯現役社会の実現に向けて、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていく必要があるため、65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年引上げを行う企業等の奨励、雇用保険の適用など高齢者雇用を支える法制度の整備

表－13 定年制の状況 (各年6月1日現在)

区分 / 年度	企業規模	企業数	定年制がない企業	計	一律定年制企業						職種別定年制企業	選択定年制企業
					59歳以下	60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
平成19年度	51人以上	981	10	920	0	828	33	57	0	2	31	20
	うち301人以上	112	0	104	0	102	0	2	0	0	6	2
平成20年度	51人以上	1,060	17	995	0	887	34	71	0	3	32	16
	うち301人以上	114	0	105	0	101	2	2	0	0	6	3
平成21年度	31人以上	1,500	29	1,367	0	1,180	47	128	1	11	47	57
	うち301人以上	121	1	105	0	99	3	3	0	0	8	7
平成22年度	31人以上	1,540	20	1,431	0	1,249	43	126	0	13	54	35
	うち301人以上	135	1	120	0	112	4	4	0	0	10	4
平成23年度	31人以上	1,619	36	1,509	0	1,315	37	138	0	19	48	26
	うち301人以上	134	0	120	0	110	6	4	0	0	10	4
平成24年度	31人以上	1,643	36	1,522	0	1,316	37	150	0	19	56	29
	うち301人以上	134	0	119	0	105	7	7	0	0	11	4
平成25年度	31人以上	1,741	44	1,697	0	1,421	37	215	0	24		
	うち301人以上	136	0	136	0	125	5	6	0	0		
平成26年度	31人以上	1,771	45	1,726	0	1,436	38	222	0	30		
	うち301人以上	138	0	138	0	128	5	5	0	0		
平成27年度	31人以上	1,798	46	1,752	0	1,460	33	228	0	31		
	うち301人以上	145	1	144	0	132	6	6	0	0		
平成28年度	31人以上	1,835	48	1,787	0	1,475	37	243	0	32		
	うち301人以上	150	1	149	0	134	6	9	0	0		
平成29年度	31人以上	1,886	48	1,838	0	1,504	40	250	14	30		
	うち301人以上	159	0	159	0	141	6	12	0	0		
平成30年度	31人以上	1,962	61	1,901	0	1,537	45	267	20	32		
	うち301人以上	149	0	149	0	133	5	10	0	1		
令和元年度	31人以上	1,989	58	1,931	0	1,528	48	293	25	37		
	うち301人以上	151	0	151	0	133	6	11	0	1		
令和2年度	31人以上	2,093	56	2,037	0	1,579	49	339	28	42		
	うち301人以上	153	0	153	0	134	8	10	0	1		

(注) 平成21年度から企業規模区分見直し。

(注) 平成25年度から職種別定年、選択定年の区分見直し。

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－14 規模別定年制の状況　　令和2年6月1日現在

区分 / 規模		企業数	定年制がない企業	計	定年制がある企業				
					60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上
企業規模別	企業数	2,093	56	2,037	1,579	49	339	28	42
	割合％	〔100.0〕	〔2.7〕	〔97.3〕	〔75.4〕	〔2.3〕	〔16.2〕	〔1.3〕	〔2.0〕
	31～50人	732	30	702	523	15	134	14	16
	51～100人	716	20	696	525	16	130	8	17
	101～300人	492	6	486	397	10	65	6	8
	301～500人	81	0	81	70	4	6	0	1
	501～1,000人	46	0	46	40	3	3	0	0
	1,001人以上	26	0	26	24	1	1	0	0

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－15 産業別定年制の状況　　令和2年6月1日現在

区分 / 産業			企業数	定年制がない企業	計	定年制がある企業				
						60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上
産業別	企業数		2,093	56	2,037	1,579	49	339	28	42
	割合％		〔100.0〕	〔2.7〕	〔97.3〕	〔75.4〕	〔2.3〕	〔16.2〕	〔1.3〕	〔2.0〕
	A,B 01～04	農、林、漁業	23	1	22	19	1	2	0	0
	C 05	鉱業、採石業、砂利採取業	8	0	8	8	0	0	0	0
	D 06～08	建設業	106	5	101	67	5	23	3	3
	E 09～32	製造業	625	12	613	512	10	72	9	10
	F 33～36	電気・ガス熱供給・水道業	7	0	7	6	0	1	0	0
	G 37～41	情報通信業	26	0	26	23	0	3	0	0
	H 42～49	運輸、郵便業	173	5	168	113	5	39	4	7
	I 50～61	卸売業、小売業	247	3	244	200	8	31	1	4
	J 62～67	金融業、保険業	17	0	17	17	0	0	0	0
	K 68～70	不動産業、物品賃貸業	25	0	25	21	0	4	0	0
	L 71～74	学術研究、専門・技術サービス業	32	1	31	28	0	3	0	0
	M 75～77	宿泊業、飲食サービス業	59	1	58	46	2	8	1	1
	N 78～80	生活関連サービス業、娯楽業	90	5	85	70	2	13	0	0
	O 81、82	教育、学習支援業	78	0	78	55	1	21	0	1
	P 83～85	医療、福祉	388	13	375	263	9	87	6	10
	Q 86、87	複合サービス事業	16	0	16	16	0	0	0	0
	R 88～96	サービス業(他に分類されないもの)	173	10	163	115	6	32	4	6
	S 97～99	その他	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 企業規模31人以上

資料出所:高年齢者雇用状況報告

７．継続雇用及び再就職の促進

（１）希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の普及促進

平成 16 年に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、高年齢者の安定的な雇用確保のため、65 歳までの雇用確保措置の導入が事業主の義務となった。具体的には、定年の引上げ、継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止のいずれかの雇用確保措置を講じることが求められ、平成 18 年４月１日から施行された。

さらに、平成 24 年８月に高年齢者雇用安定法の一部が改正され、急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を目的として、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止となった。具体的には 65 歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする 65 歳までの継続雇用制度の導入、定年の定めの廃止のいずれかの雇用確保措置を講じることが事業主の義務となり、平成 25 年４月１日から施行されている。

ただし、年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、継続雇用制度の対象者の基準を最大で 12 年間利用できる経過措置を設けている。

また、令和２年３月に 70 歳までの就業確保措置を講ずることを事業主の努力義務とする高年齢者雇用安定法が成立し、令和３年４月１日から施行される。

雇用確保措置の確実な実施等により 65 歳までの雇用の確保を図るとともに、希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業、さらには 70 歳まで働ける企業の普及・促進のための取組を進め、最終的には定年制のない「生涯現役社会」を目指すこととしている。そのため、あらゆる機会をとらえて事業主をはじめ県民全体が積極的に取り組む機運の醸成に努めるとともに、継続雇用に係る各種助成金制度の周知とその有効活用を図る等、継続雇用の推進に係る啓発指導を展開している。

（２）高年齢者雇用確保措置等の実施状況

① 65 歳までの雇用確保措置の実施状況（表-16）
- 65 歳までの雇用確保措置を実施済の企業の割合は 100.0％（2,093 社）

② 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等の状況（表-16）
- 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の割合は 83.8%（1,754 社）
- 「70 歳以上働ける企業」の割合は 33.5%（702 社）

③ 60 歳定年企業における定年到達者に占める継続雇用者の割合（表-19）
- 過去１年間の定年到達者 3,688 人のうち定年後に継続雇用された者の割合は 89.9%

④ 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況（表-20）
- 経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において基準を適用できる年齢（63 歳）に到達した者（713 人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 670 人で割合は 94.0%

（３）高年齢者の継続雇用促進のための相談・援助

60 歳定年を基盤として 65 歳までの継続雇用を促進するために、企業においては賃金コストの問題や人事管理上の問題、作業環境等検討すべき様々な課題がある。

これらの課題を解決するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部との連携のもとに、事業主に対して 65 歳超雇用推進プランナーによる継続雇用に伴う就業規則や賃金、退職金等の賃金体系、人事体系、職務再設計についての相談、助言を行っている。

(4) 高年齢者の再就職の促進

高年齢者の就労意欲、就職条件、希望職種等については、個人の資質、健康、能力等により多様化している。

このような状況を踏まえて、職業安定機関においては、きめ細かな情報の提供、職業相談を実施し、個々の高年齢者に見合った求人の確保に努め、再就職の促進を図っている。

さらに、ハローワーク宇都宮、栃木、足利、真岡、大田原、小山には「生涯現役支援窓口」を設置し、特に65歳以上の高年齢求職者への再就職支援の充実・強化を図っている。

また、能力再開発訓練を実施する等、職業能力機関との連携により、高年齢者の希望、適正等を考慮した職業訓練の機会を提供し、雇用機会の確保に努めている。

(5) 事業主による再就職援助

高年齢者雇用安定法により、事業主は定年退職者等の再就職援助に努めることとされている。このため、定年退職後等における再就職が早期に促進されるよう、事業主に対し次のことについて周知・啓発を実施している。

① 「事業主都合による解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により離職することが予定されている中高年齢者に対する求職活動支援書の作成・交付

② 高年齢離職者が発生する場合の多数離職届のハローワークへの提出

(6) 定年退職後における臨時的、短期的な就業の場の確保

高年齢者が生きがいを持って社会参加することが可能となるよう、シルバー人材センターの活用により、高年齢者の就業ニーズの多様化や地域の需要に応じた就業機会の確保を図るため、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の場を提供できるよう努めている。

表－16 高年齢者雇用確保措置実施状況 （令和2年6月1日現在）

	① 企業総数	② 実施済	③希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況				④「70歳以上働ける企業」の状況						⑤ 未実施
			合計 (a+b+c)	a 定年制なし	b 65歳以上定年	c 65歳以上の継続雇用（基準なし）	合計 (a+b+c+d+e)	a 定年制なし	b 70歳以上定年	c 70歳以上までの継続雇用（基準なし）	d 70歳以上までの継続雇用（基準あり）	e その他の制度で70歳以上まで雇用	
31～300人	1,940	1,940	1,661	56	398	1,207	671	56	41	173	235	166	0
	100.0%	100.0%	85.6%	2.9%	20.5%	62.2%	34.6%	2.9%	2.1%	8.9%	12.1%	8.6%	0.0%
31～50人	732	732	662	30	164	468	275	30	16	82	87	60	0
	100.0%	100.0%	90.4%	4.1%	22.4%	63.9%	37.6%	4.1%	2.2%	11.2%	11.9%	8.2%	0.0%
51～300人	1,208	1,208	999	26	234	739	396	26	25	91	148	106	0
	100.0%	100.0%	82.7%	2.2%	19.4%	61.2%	32.8%	2.2%	2.1%	7.5%	12.3%	8.8%	0.0%
301人以上	153	153	93	0	11	82	31	0	1	5	12	13	0
	100.0%	100.0%	60.8%	0.0%	7.2%	53.6%	20.3%	0.0%	0.7%	3.3%	7.8%	8.5%	0.0%
31人以上総計	2,093	2,093	1,754	56	409	1,289	702	56	42	178	247	179	0
	100.0%	100.0%	83.8%	2.7%	19.5%	61.6%	33.5%	2.7%	2.0%	8.5%	11.8%	8.6%	0.0%
51人以上総計	1,361	1,361	1,092	26	245	821	427	26	26	96	160	119	0
	100.0%	100.0%	80.2%	1.9%	18.0%	60.3%	31.4%	1.9%	1.9%	7.1%	11.8%	8.7%	0.0%

(注) 企業規模31人以上

(注) 「その他の制度で70歳以上まで雇用」とは希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－17 高年齢者雇用確保措置の実施状況

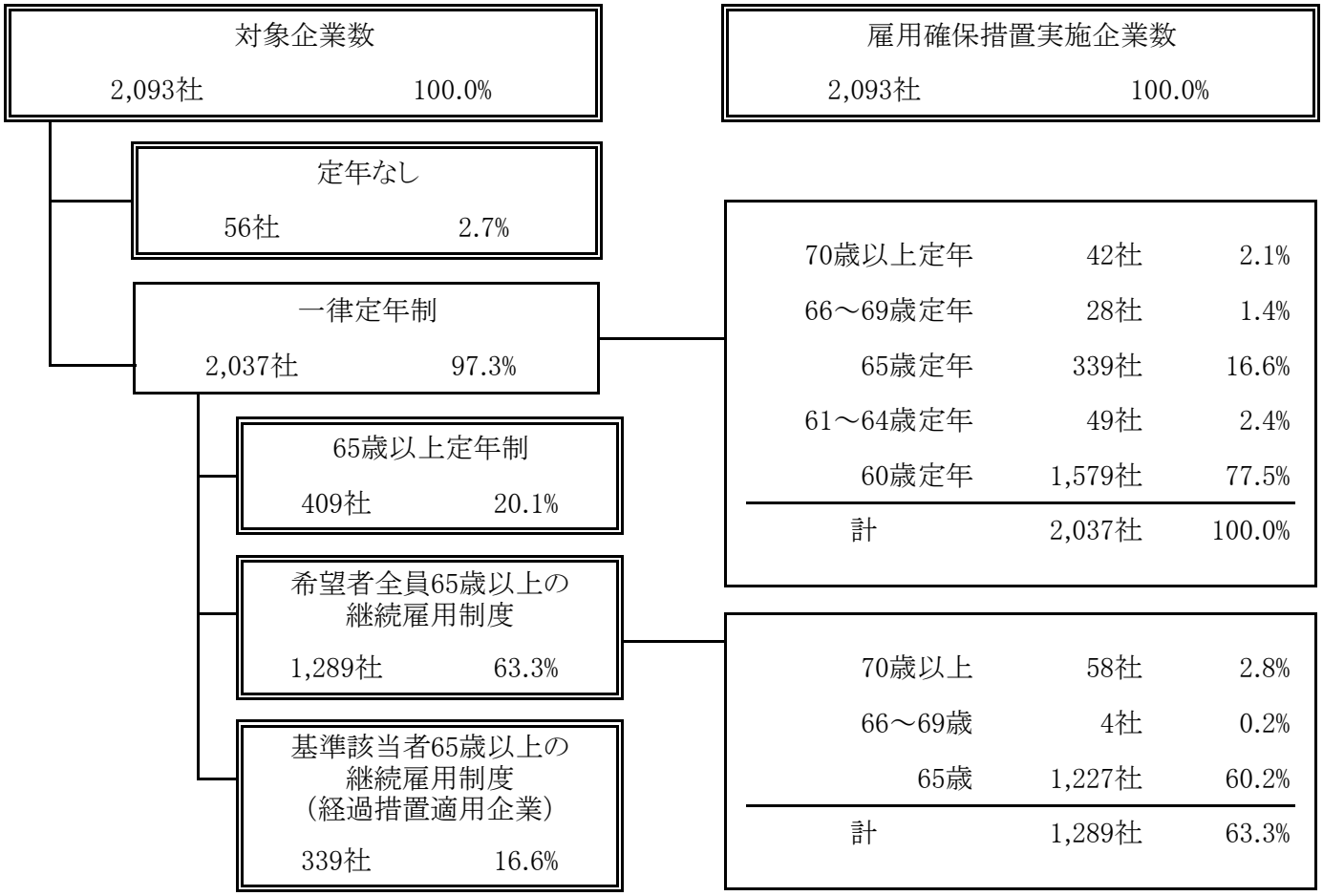

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－18 高年齢者雇用確保措置等の実施状況(規模別) (令和2年6月1日現在)

	企業総数	雇用確保措置					
		導入済み	定年制なし	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	経過措置適用企業	未実施
31～50人	732	732	30	164	538	70	0
51～100人	716	716	20	155	541	99	0
101～300人	492	492	6	79	407	110	0
301～500人	81	81	0	7	74	32	0
501～1,000人	46	46	0	3	43	16	0
1,001人以上	26	26	0	1	25	12	0
合　計	2,093	2,093	56	409	1,628	339	0

資料出所:高年齢者雇用状況報告

表－19　60歳定年企業における定年到達者等の状況　（令和2年6月1日現在）

	企業数（社）	定年到達者総数（人）	継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数		定年退職者数（継続雇用を希望しない者）		定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）		継続雇用の終了による離職者数（人）
60歳定年企業で定年到達者がいる企業等	1,009	3,688	3,316	89.9%	37	1.0%	370	10.0%	2	0.1%	446
うち女性	525	1,557	1,439	92.4%	7	0.4%	118	7.6%	0	0.0%	102

※過去1年間（令和元年6月1日から令和2年5月31日）に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計している。
「継続雇用の終了による離職者数」は継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数。

資料出所：高年齢者雇用状況報告

表－20　経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況　（令和2年6月1日現在）

	企業数（社）	基準を適用できる年齢に到達した者の総数（人）	継続雇用者数（基準に該当し引き続き継続雇用された者）		継続雇用終了者数（継続雇用の更新を希望しない者）		継続雇用終了者数（基準に該当しない者）	
経過措置適用企業で基準適用年齢到達者（63歳）がいる企業	143	713	670	94.0%	33	4.6%	10	1.4%
うち女性	61	360	347	96.4%	6	1.7%	7	1.9%

※令和元年6月1日から令和2年5月31日に経過措置適用企業（60歳、61歳、62歳、63歳定年企業）において基準適用年齢に到達した者について集計している。

資料出所：高年齢者雇用状況報告

改正高年齢者雇用安定法が令和３年４月から施行されます

６５歳までの雇用確保（義務）

＋

７０歳までの就業確保（努力義務）

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

高年齢者就業確保措置について

＜対象となる事業主＞

・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

＜対象となる措置＞

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

① 70歳までの定年引き上げ
② 定年制の廃止

③ 70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 ⇒P2、3
⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 ⇒P2、3
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります（労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。）。

※ ③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることになります。

※ bの「出資（資金提供）等」には、出資（資金提供）のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項（高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針）

全般的な留意事項

- 高年齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高年齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高年齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高年齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- 高年齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
- 高年齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。

基準を設けて対象者を限定する場合

- 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど、高齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するものや公序良俗に反するものは認められません。

その他、講ずる措置別の留意事項

P1の③

継続雇用制度の場合

① 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、70歳までは契約更新ができる措置を講じ、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。

② 70歳までの継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社により継続雇用を行うことも可能だが、その場合には自社と他社との間で、高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。

③ 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高年齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

P1の④⑤

創業支援等措置の場合

① 高年齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高年齢者に支払う金銭等を決定することが望ましい。

② 創業支援等措置により就業する高年齢者について、同種の業務に労働者が従事する場合における安全配慮義務をはじめとする労働関係法令による保護の内容も勘案しつつ、事業主が適切な配慮を行うことが望ましい。

③ 創業支援等措置により就業する高年齢者が被災したことを当該措置を講ずる事業主が把握した場合には、事業主が、高年齢者が被災した旨を主たる事業所を所管するハローワークに届け出ることが望ましい。

※70歳までの安定した就業機会の確保のため必要があると認められるときは、高年齢者雇用安定法に基づき、ハローワーク等の指導・助言の対象となる場合があります。

定年制度、継続雇用制度の見直しのための助成金があります。

◆◆ ６５歳超雇用推進助成金 ◆◆

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html

創業支援等措置の実施に必要な措置について

創業支援等措置を実施する場合には、以下の手続きを行う必要があります。

1．計画を作成する

創業支援等措置を講ずる場合には、下記の事項を記載した計画を作成する必要があります。計画を作成する際には次ページの留意事項にご留意ください。

⑴　高年齢者就業確保措置のうち、創業支援等措置を講ずる理由
⑵　高年齢者が従事する業務の内容に関する事項
⑶　高年齢者に支払う金銭に関する事項
⑷　契約を締結する頻度に関する事項
⑸　契約に係る納品に関する事項
⑹　契約の変更に関する事項
⑺　契約の終了に関する事項（契約の解除事由を含む）
⑻　諸経費の取扱いに関する事項
⑼　安全及び衛生に関する事項
⑽　災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
⑾　社会貢献事業を実施する団体に関する事項
⑿　⑴～⑾のほか、創業支援等措置の対象となる労働者の全てに適用される事項

2．過半数労働組合等の同意を得る

１の計画について、過半数労働組合等の同意を得る必要があります。

※労働者の過半数を代表する労働組合がない場合は･･･
次に留意して**過半数を代表する者を選出する**必要があります。
・労働基準法第４１条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
・創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

※　同意を得ようとする際には、過半数労働組合等に対して、（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために１の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を十分に説明するようお願いします。

※　創業支援等措置（P１の④⑤）と雇用の措置（P１の①～③）の両方を講じる場合は、雇用の措置により努力義務を達成したことになるため、創業支援等措置に関して過半数労働組合等との同意を必ずしも得る必要はありませんが、高年齢者雇用安定法の趣旨を考えると、両方の措置を講ずる場合も同意を得ることが望ましいです。

3．計画を周知する

２の同意を得た計画を、次のいずれかの方法により労働者に周知する必要があります。

・常時当該事業所の見やすい場所に掲示するか、または備え付ける
・書面を労働者に交付する
・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録し、かつ、当該事業所に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する（例：電子媒体に記録し、それを常時モニター画面等で確認できるようにするなど）

【創業支援等措置の実施のために締結が必要な契約】
・上記１・２と合わせて、高年齢者の就業先となる団体と契約を締結する必要があります。
・制度導入後に、個々の高年齢者と業務委託契約や社会貢献活動に従事する契約を締結する必要があります。

創業支援等措置による就業は、労働関係法令による労働者保護（労災保険など）の適用がありません。

創業支援等措置により就業する高年齢者には、
・上記１の計画を記載した書面を交付する
・（ア）労働関係法令が適用されない働き方であること、（イ）そのために１の計画を定めること、（ウ）創業支援等措置を選択する理由を丁寧に説明して本人の納得を得るよう努めるようにお願いします。

高年齢者等が離職する場合について

再就職援助措置

解雇（※）等により離職する高年齢者等には、（ア）求職活動に対する経済的支援、（イ）再就職や教育訓練受講等のあっせん、（ウ）再就職支援体制の構築などの再就職援助措置を講じるよう努めることとされています。　※自己の責めに帰すべき理由によるものは除く

多数離職届

同一の事業所において、**1か月以内に5人以上の高年齢者等が解雇等により離職する場合**は、離職者数や当該高年齢者等に関する情報等を**ハローワークに届け出**なければなりません。

再就職援助措置・多数離職届の対象となる高年齢者等

70歳までの就業確保措置が努力義務となったことにより、再就職援助措置、多数離職届の対象となる高年齢者等が次のとおり追加されました。

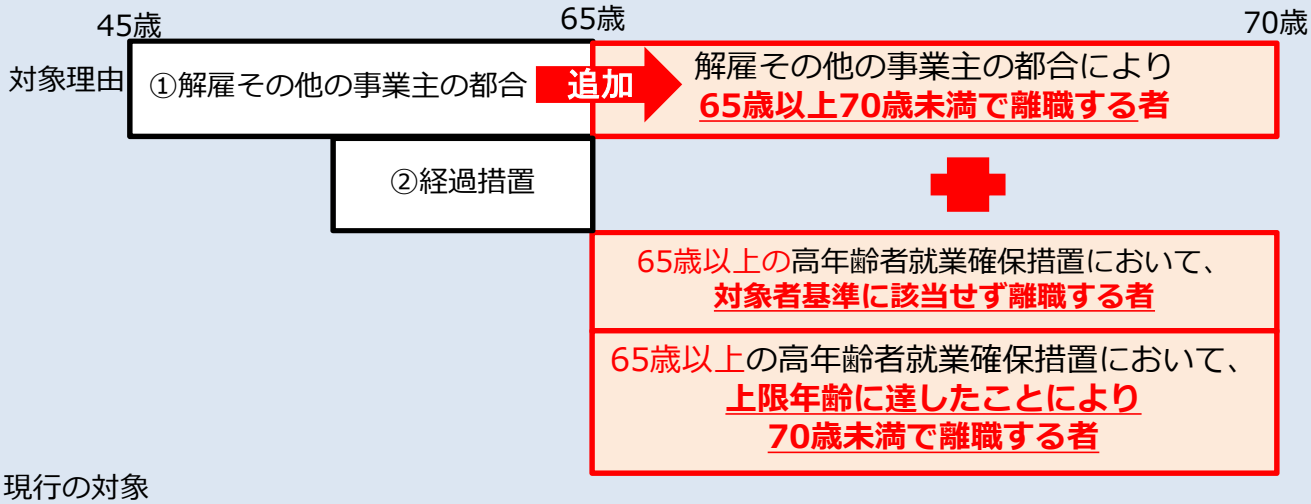

現行の対象
【対象①】解雇その他の事業主の都合により離職する45歳～65歳までの者
【対象②】平成24年改正の経過措置として、継続雇用制度の対象者について基準を設けることができ、当該基準に該当せずに離職する者

再就職援助措置・多数離職の届出を実施する事業主

原則として、**離職時に高年齢者を雇用している（創業支援等措置を実施する場合には高年齢者と業務委託契約を締結している）事業主**です。

ただし、以下の高年齢者に対しては、当該高年齢者を**定年まで雇用していた事業主**が実施することとします。

・他社での継続雇用制度で、制度の上限年齢（70歳未満の場合に限る）に達した高年齢者
・他の団体が実施する社会貢献事業に従事できる制度により就業する高年齢者

申請・お問い合わせ先

◆改正法や高年齢者就業確保措置について詳しくは、最寄りの労働局・ハローワークへお問い合わせください。
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

◆（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課では、65歳超雇用推進プランナー等の派遣などにより、高年齢者の雇用に関する相談・援助を行っています。
http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html

高年齢者の雇用に関するご相談はハローワークへ

ハローワーク（公共職業安定所）

所　名	所　在　地	郵便番号	電話番号	管　轄　区　域
宇都宮	宇都宮市明保野町1－4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	320-0845	028－638-0369	宇都宮市、高根沢町、上三川町
那須烏山 （出張所）	那須烏山市城東4－18	321-0622	0287-82-2213	那須烏山市、那珂川町
鹿　沼	鹿沼市睦町287－20	322-0031	0289-62-5125	鹿沼市
栃　木	栃木市河合町1－29 栃木地方合同庁舎1階	328-0041	0282-22-4135	栃木市、壬生町
佐　野	佐野市天明町2553	327-0014	0283-22-6260	佐野市
足　利	足利市丸山町688－14	326-0057	0284-41-3178	足利市
真　岡	真岡市荒町5101	321-4305	0285-82-8655	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
矢　板	矢板市末広町3－2	329-2162	0287-43-0121	矢板市、さくら市、塩谷町
大田原	大田原市紫塚1－14－2	324-0058	0287-22-2268	大田原市、那須塩原市のうち 旧西那須野町、旧塩原町
小　山	小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内	323-0014	0285-22-1524	小山市、下野市、野木町
日　光	日光市今市本町32－1	321-1272	0288-22-0353	日光市
黒　磯	那須塩原市共墾社119－1	325-0027	0287-62-0144	那須塩原市のうち 旧黒磯市、那須町

R3．3